

社会体育施設団体登録 施設維持管理活動実施要領

スポーツ指導者講習会と同等の団体登録要件認定

- 1 趣 旨 社会体育施設を利用する上で、「自分たちが使う施設は、自分たちできれいに
する」という意識をもっていただくため、使用後のグラウンド整備以外の施設の
維持管理活動を行った団体に登録の認定書を交付する。

- 2 活動内容 社会体育施設（主に団体が使用している施設）の維持管理活動
 - * グラウンド（野球場）・・・草刈、グラウンドの土入れ、石ころ拾い、ゴミ
拾い、側溝清掃等（使用後に行う通常のグラウンド整備以外）
 - * 体育館・・・フロア・館内清掃、周辺の草刈、側溝清掃等

- 3 活動要件 報告書に活動の写真を提出（写真は必ず撮影してください）
 - 活動時間・・・60分以上
 - 活動人数・・・5人以上
 - * 施設使用中の場合は邪魔にならないようにお願いします。
 - * また、使用していない場合は、あらかじめ各施設受付へ連絡をし、
鍵の貸出を受けてください。

 - 写真の撮影
 - * 活動前（清掃前）と活動後（清掃後）の写真撮影
 - * 清掃したゴミ、草などが分かる写真を撮影
 - * 参加者（5名以上）全員が活動している状況が分かる写真を撮影
 - * 以上の写真が揃っていないなど、活動要件の確認ができない場合は認定しな
いことがあります。

 - その他
 - * 清掃道具は各団体で準備してください。
 - * ゴミは、収集処分してください。

- 4 問 合 せ 廿日市市地域振興部スポーツ推進課
電話（0829）30-9206
（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

社会体育施設団体登録 施設維持管理活動報告書

次のとおり、社会体育施設の維持管理活動を実施しましたので報告します。
施設維持管理活動の写真を裏に貼り付けてください。

団体登録名	代表者名	連絡電話番号	
実施日時（60分以上） 年 月 日（ ） 午前・午後 : ~ 午前・午後 :			
実施場所（施設名）			
実施者名（5名以上）			
①	⑥	⑪	⑯
②	⑦	⑫	⑰
③	⑧	⑬	⑱
④	⑨	⑭	⑲
⑤	⑩	⑮	⑳
実施内容（できるだけ詳しく）			
<ul style="list-style-type: none">・ 実施場所（具体的に）・ 現状どうなっているか・ 作業内容			
感想（今後に向けての感想、この活動についての感想等）			